

大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会の組織及び運営に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）第2条の規定により設置された大田原市立中学校部活動地域クラブ活動推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大田原市立中学校部活動（以下「部活動」という。）の地域クラブ活動（スポーツ活動及び文化芸術活動をいう。以下同じ。）への移行に関する事項
- (2) 地域クラブ活動の運営方法等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が部活動の地域クラブ活動への移行に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 地域スポーツ団体の代表者等
- (2) 地域文化芸術団体の代表者等
- (3) 保護者の代表者等
- (4) 識見を有する者
- (5) 部活動に携わる教職員
- (6) 教育委員会の事務局の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱又は任命されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 最初の会議の招集は、教育委員会が行う。